

○東伊豆町結婚新生活支援補助金交付要綱

(平成28年6月23日要綱第46号)

改正 平成29年3月29日要綱第12号 平成30年3月29日要綱第10号
平成31年2月18日要綱第4号 平成31年3月28日要綱第13号
令和2年3月17日要綱第11号 令和2年3月30日要綱第29号
令和3年3月26日要綱第22号

(趣旨)

第1条 この要綱は、低所得者の婚姻に伴う新生活に係る支援を行うことにより、地域における少子化対策の強化に資することを目的として、新規に婚姻した世帯に対して、住居費及び引越費用の一部を予算の範囲内において、補助するものとし、その交付に関しては、東伊豆町補助金等交付規則（令和2年東伊豆町規則第9号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和3年1月1日から令和4年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦
- (2) 住居費 結婚を機に新たに物件を購入、賃借する際に要した費用で、物件の購入費、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料を対象とする。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分については補助対象外とする。
- (3) 引越費用 引越業者又は運送業者への支払、その他の引越しに係る実費をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること。
- (2) 別表により算出した世帯の所得が400万円未満であること。
- (3) 対象となる住居が東伊豆町内にあり、町内に住所を有していること。
- (4) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (5) 過去にこの制度に基づく補助を受けたことがないこと。
- (6) 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成に資する講座等を受講していること。

(補助対象となる費用)

第4条 補助金の対象となる費用は、次の各号のいずれかに該当する費用とする。

- (1) 令和3年1月1日以降に当該住宅の住所への転入届又は転居届を提出し、受理された新婚世帯に対する住居費
- (2) 婚姻に伴い令和3年1月1日以降に行われた、新婚世帯に対する引越費用
(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、住居費と引越費用を合わせた額を対象とし、補助金の額は次の表に掲げるとおりとする。

対象世帯	補助上限額
夫婦いずれかの年齢が高い方が29歳以下の世帯	60万円
上記以外の世帯	30万円

2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、東伊豆町結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 婚姻後の戸籍謄本又は婚姻届受理証明書
- (3) 所得証明書
- (4) 貸与型奨学金の返還額がわかる書類
- (5) 物件の売買契約書及びこれに係る領収書、受領書等支払を証明するものの写し（住居費における購入の場合）
- (6) 物件の賃貸借契約書及びこれに係る領収書、受領書等支払を証明するものの写し（住居費における賃貸借の場合）
- (7) 住宅手当支給証明書（様式第2号）（住居費における賃貸借の場合）
- (8) 引越しに係る領収書、受領書等支払を証明するものの写し（引越費用）
- (9) 第3条第1項第6号に掲げる講座等の受講証明書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、東伊豆町結婚新生活支援補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第7条 前条第2項により補助の決定の通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、速やかに東伊豆町結婚新生活支援補助金交付請求書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の補助対象者からの請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

（2） 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。

（3） この要綱に違反する行為があったとき。

（補助金の返還）

第9条 補助対象者は、町長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

（報告等）

第10条 町長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めるときは、補助対象者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 補助対象者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（平成29年3月29日要綱第12号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月29日要綱第10号）

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則（平成31年2月18日要綱第4号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月28日要綱第13号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和２年３月１７日要綱第１１号）
この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則（令和２年３月３０日要綱第２９号）
この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則（令和３年３月２６日要綱第２２号）
この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

別表

<p>（世帯の所得の算出方法）</p> <p>当該年度の所得証明書（前年の所得を確認することができない場合は、当該年度当初の６か月以内の期間に限り、前々年の所得とする。）をもとに、夫婦の所得を合算した金額とする。ただし、下記（ア）（イ）の場合にあつては、それぞれに記載する計算方法により算出した金額とする。</p> <p>（ア） 夫婦の双方又は一方が離職し、申請時において無職の場合 離職した者については、所得なしとして、夫婦の所得を算出する。</p> <p>（イ） 貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合 所得証明書をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除する。</p>
--

様式第１号（第６条関係）

東伊豆町結婚新生活支援補助金交付申請書
[別紙参照]

様式第２号（第６条関係）

住宅手当支給証明書
[別紙参照]

様式第３号（第６条関係）

東伊豆町結婚新生活支援補助金交付決定通知書
[別紙参照]

様式第４号（第７条関係）

東伊豆町結婚新生活支援補助金交付請求書

[別紙参照]